

公 告

関税法第61条の4において準用する同法第42条第2項の規定に基づき、
下記のとおり、保税工場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告
する。

記

1 更新を認められた者の住所及び氏名又は名称

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

日本製鉄株式会社

(法人番号：3010001008848)

2 保税工場の名称及び所在地

日本製鉄株式会社山口製鉄所（周南）

山口県周南市野村南町4976番地

3 更新した期間

自 令和8年8月1日

至 令和14年7月31日

令和8年7月17日

門司税関長

弓削 州司